

議長（滝内久生君） 質問順位 1 番、1 つ、熱海市伊豆山大規模土石流による甚大な被害を教訓とした当市の防災対策について。2 つ、令和 3 年度施政方針で主要課題としている新庁舎建設に向けての対応について。

以上 2 件について、12 番 大川敏雄君。

〔 1 2 番 大川敏雄君登壇 〕

1 2 番（大川敏雄君） 皆さん、改めておはようございます。明政会の大川でございます。

質問事項は、今、議長さんが紹介していただいた 2 問について質問させていただきたいと思いをします。

まず第 1 点目に、熱海市伊豆山大規模土石流による甚大な被害を教訓とした当市の防災対策について質問させていただきます。

去る 7 月 3 日、熱海市伊豆山で発生した大規模土石流により死者が 26 名、行方不明者が 1 人、被害棟数は 131 棟という多大な被害が発生いたしました。亡くなられた皆さん方には哀悼の誠をささげるとともに、被災者の皆さん方にはお見舞い申し上げます。

悲惨な状況をテレビで見ている、自然の猛威に息をのみました。45 年前、昭和 51 年の 7 月 11 日、集中豪雨により稲生沢川及び蓮台寺川の氾濫により多大な被害をこうむった恐ろしい自然災害を思い起こしたのであります。市政において最も重要な役割、使命は、市民の命と財産を守ることだと思いをします。このたびの熱海市の伊豆山における大規模土石流による甚大な被害を教訓にして、当市にあっては防災対策の万全化を期するため、次の 3 項目について当市の具体的な方針をお伺いさせていただきたいと思いをします。

まず、第 1 点目、当市大沢桧沢地内に、有限会社大伴産業が設置した産業廃棄物処理施設に過剰搬入されている産業廃棄物及び土砂を県の行政代執行による撤去についてお尋ねいたします。

合同会社ダイナミックソーラー下田大沢発電所が、下田市大沢桧沢地内の産業廃棄物最終処分場の跡地に計画した太陽光の発電事業に対し、静岡県は森林法に基づき、林地開発許可を本年 1 月 14 日、下ろされました。下田市は下田市自然環境、景観等、再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づきまして、本年 7 月 12 日に事業同意されました。下田市土地利用委員会は、下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、本年、同じく 7 月 12 日、事業承認をされました。地元の蓮台寺区、上大沢区、大賀茂区の 3 区は、令和 2 年 12 月 8 日、下田市長に対して本計画には同意できないので適切な対応を要望したのであります。

同意できない主たる理由は、この事業の土地利用計画では、防災施設（調整池、堰堤、沈砂池）は現状のまま利用することになっているわけであります。しからば、現時点において廃止届が出されていない産業廃棄物最終処分場の現況を御紹介いたしますと、まず第1点目、産業廃棄物及び土砂は総容量で約20万立米という膨大な量が埋め立てられておるのであります。そのうち過剰搬入されている産業廃棄物と土砂は約14万立米であります。2つには、防災施設は、平成3年に設置許可を受けた埋立容量3万2,000立米に相当したもので、埋立総容量約20万立米に相当したものではありません。しかも同施設が建設されて、築造から約30年経過し、老朽化が進んでおり、耐震性や廃棄物・土砂流出の危険性があると思われまます。3つ目には、排水設備が過剰搬入された産業廃棄物や土砂に埋もれ、未設置の状態にあると県は指摘しています。4点目には、平成27年頃、所有者が有限会社大伴産業から東京管財株式会社に移転され、既に実態のない事業所となっているわけであります。

以上の状況にあり、最近におけます大型台風、集中豪雨、東日本大震災及び熱海市伊豆山のこの土石流等々による悲惨な被害状況は、周辺住民にとってはかつてない大きな不安となっております。

この状況を踏まえ、下田市及び下田市議会は、まず第一に、平成25年11月21日、下田市長名で、過剰搬入されてる産業廃棄物の撤去について、行政代執行することの要望書を川勝知事に提出しております。また、翌年の平成26年3月20日、下田市議会は、過剰搬入されている産業廃棄物の撤去を求める意見書を川勝知事に提出されました。また3つ目には、本年の5月17日、松木下田市長名で、過剰搬入されている産業廃棄物の撤去について、行政代執行することの要望書を再度、川勝知事に提出いたしました。4点目には、令和3年、本年の8月4日には、賀茂農林事務所や賀茂健康福祉センターの幹部職員、下田市長をはじめ関係課長及び地元の3区の役員との意見交換がなされました。令和3年7月3日、熱海市伊豆山で発生した大規模な土石流による悲惨な災害を当市において発生させないため、万全な防災対策を講じなければなりません。静岡県が平成25年8月1日に出された改善命令の事業内容を、県の行政代執行により実行することを地元住民は強く要望しておるわけであります。

つきましては、松木市長の今後の取組についての具体的な方針をお伺いいたします。

大きく2つ目ですが、土地利用事業に関する指導要綱における土石の採取・捨土、産業廃棄物による埋立てに関する規制をさらに強化するための当市の対応についてお伺いします。

静岡県は、熱海市伊豆山の土石流災害で被害を拡大させたとされる盛土の規制強化に向けまして、静岡県土採取等規制条例による盛土の規制が十分でなかったことを認め、条例を改

正する方針を明確にし、神奈川県等々、周辺県との同じ水準に遅くとも年度内に厳格化することを表明されました。そして、条例の罰則についても、2年以下の懲役、100万円以下の罰金とする地方自治法が条例で認める最も重い罰則を適用する方向で作業を進めて、考え方を示しております。

下田市の土地利用事業の適正化に関する指導要綱の第2条、定義の第1号の後段に規定する、土石の採取・捨土、産業廃棄物による埋立て等の目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業は、今後、国や県における法制化、条例改正の動向を見ながら、下田市独自の条例制定化、または現指導要綱を見直し、規制強化を図っていくべきだと私は考えますが、市当局の今後の取組についてお伺いします。

3番目に、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例における災害発生の抑制効果をより一層図るため、一部条例の改正についてお尋ねいたします。

政府は、脱炭素社会の実現を目指して、2030年度までに排出量を2013年度に比べて46%削減するという国際公約を掲げました。そのため、工場などの産業部門は2013年度37%、家庭部門は66%減らすことを柱に据えました。環境省は、太陽光をはじめ再生可能エネルギー発電施設の新設などを優遇する促進地域について、来年2022年4月施行予定の改正地球温暖化対策推進法で新設し、市町村が設定し、交付金制度の創設を目指すという方針と聞いております。ただし、急傾斜地など土砂災害の発生が懸念される地域は促進地域から指定対象から除外をする方針だと私は聞いてるわけであります。

今後、政府は脱炭素社会の実現と防災との両立を踏まえ、再生エネルギー事業の普及を目指していくこととなります。とりわけ太陽光発電事業は、全国的にさらに拡大していくことが十分予想されます。

本年2021年4月時点では、全国149自治体が太陽光発電の新設を禁止、抑制する地域を設けたり、許可制にしたりする条例を制定しております。当市もその自治体の1つであります。今日こそ再生可能エネルギー発電事業は、美しい自然環境及び魅力ある景観を維持し、災害の発生に万全を期した防災対策が講じられ、良好な生活環境の保全を寄与するものでなければならないと考え、本条例を一部改正することを検討すべきであると考えます。

その第1は、この条例の第9条、抑制区域指定の適用の見直しであります。合同会社ダイナミックソーラー下田発電所が、上大沢桧沢の計画に、太陽光発電事業は同条例9条の抑制区域に適用されておりますけれども、モジュール面積が1万2,000平米以下でも土砂や産業

廃棄物災害が発生するおそれがある区域であり、今後、類似した事例が発生することもあり得るので、抑制区域指定の細分化などの適用について、条例あるいは規則を改正することができないのか、お伺いいたします。

2つ目には、同条例の12条の同意しないモジュール面積の縮小についてです。現条例では太陽光・太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以上は再生可能エネルギーの発電事業を認めないことになっておりますが、モジュールの面積を私は約半分の6,000平方メートル以上は認めないと、そういう縮小する方向で条例を改正することが検討されるべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、大きな2番目の、令和3年度施政方針で主要課題としている新庁舎建設に向けての対応についてお尋ねいたします。

新庁舎は、一体いつになったらできるのかと、多くの市民は市政に対し、大きな不信と疑問を抱いていると思います。振り返ってみますと、2011年、平成23年3月11日、東日本大震災以降、新庁舎の建設の候補地を津波浸水想定区域外で、なおかつ緊急防災・減災事業債が適用される地域とするの方針を打ち出したのであります。石井元市長は、基本構想に実は4か所の候補地を挙げ、敷根公園前面地域とし、開庁時期を当初計画の平成27年から29年と2か年延期をいたしました。また、楠山元市長は、基本構想に3か所の候補地を挙げ、敷根地区の厚生労働省宿舍南側民有地とし、開庁時期を平成30年にさらに1年間延期を掲げました。いずれも不調に終わり、候補地が二転三転、ようやく福井前市長のときに、2017年、平成29年12月議会において、稲生沢中学校北側の現在の市有地とする条例が議会承認され、建設地が決定されたわけであります。

福井前市長は、平成29年から令和元年度の3か年間に、建築設計費、用地購入、1,500坪ですが、及び測量、地質調査、合計約3億1,000万円を投じて事業執行いたしました。平成31年、令和元年度から令和3年度までの3か年間、庁舎本体の総事業予定額25億7,000万円を予算計上し、議会承認がされましたが、実はその令和2年1月、翌年の1月であります。入札を2回したところ、予算額と業者の見積額の差が約4億6,000万円という膨大な金額が発生し、事業執行ができませんでした。そのため翌年、令和2年度に約3億5,000万円の予算を上積みして、総事業費予定額29億2,000万円を予算上程し、下田市議会はこのときに令和2年3月議会において賛成が8人、反対4人で予算が可決されました。私は賛成討論をしたものであります。なお、この時点の新庁舎の総事業費は、利息分を入れて約40億円と推定されたわけであります。

令和2年度施政方針では、福井前市長は、令和2年度に建設工事に着手、令和4年度開庁目指して事業を推進すると表明いたしました。その後、想定外のコロナ禍、福井前市長は、令和2年12月までに入札を完了し、令和2年度中に着工することを選挙公約といたしましたところでもあります。そのことによって、令和4年度の開庁は1年間延期となり、令和5年度開庁というようなことにならざるを得ない状況でした。

令和2年7月6日、下田市長に就任した松木市長は、令和2年11月5日、議会全員協議会において、既定の計画に基づき事業を進め、そして同年10月2日に開発許可、あるいは農地転用許可を得たけれども、新型コロナウイルス感染症による財政面の影響や浸水対策において、新たな対策の検討が必要であり、設計の見直しが不可欠であるという理由から、令和2年度の建設事業の予算執行は無理であると、事業執行を延期する旨の表明をされました。

そして、令和2年12月定例会において、予算で承認された新庁舎建設工事、令和2年度、12億9,780万円全額を減額する予算を提案し、議会可決がされました。

令和3年度の施政方針では、既定の計画地を基本に、移転後の学校敷地と既存の資産を生かしつつ、安全かつ経済的な整備を検討し、早期建設に努めていくことを松木市長は表明いたしました。

以上が平成23年の3月11日、東日本大震災以降、本年3月までの約10年間にわたり、4人の市長が取り組まれた新庁舎建設に向けての事業概要であります。

以下、この経緯を踏まえて、次の諸点について質問をいたします。

まず、第1に、位置条例の改正でございます。平成29年12月に改正した条例で、いわゆる下田の市役所の位置を下田市河内46番地の1に改めると。そして施行期日を公布の日から起算して4年を超えない範囲において規則で定めると、それが令和3年、本年の12月14日から施行すると、こう明記されております。位置条例の施行期日である本年12月14日までに現庁舎の開庁ができず、それまでに条例を改正しなければなりません。本定例会において、位置条例附則、施行期日について、公布の日から起算して9年を超えない範囲において規則を定める日から施行すると、4年を超えないを5年延ばして、9年を超えない範囲で条例を提案したことについて、私は誠に適切な措置であると考えているわけであります。

そこで、松木市長にお尋ねいたします。このたびの位置条例の改正は、松木市長が令和元年度に購入した稲生沢中学校北側1,500坪と、現稲生沢中学校の用地4,000坪を合わせて5,500坪の土地に令和8年までに新庁舎開庁を目指していく方針を決断されたものと理解し、高く評価するものであります。もし私の理解が適切でなければ、市長の見解をお聞かせくだ

さい。

併せて、位置条例の施行期日を5か年延期して、公布の日から起算して9年を超えない範囲に規則で定めると、こういう条例改正を本議会に提案した、この機会に、松木市長の新庁舎の建設に向けての具体的な方針、抱負を下田市民に御披瀝いただくことを強く要望いたします。

2番目には、新庁舎建設に向けての今後の全体スケジュールについてお尋ねいたします。本年3月議会において、予想される今後のスケジュールは、いわゆる令和3年度はともかく基本構想と基本計画をつくろうと、そして令和4年度には基本設計と実施設計の策定をするんだと、そして令和5年、着工し、令和6年度には竣工させ、令和7年度には開庁をするんだという説明を当局はされておりました。静岡県は、8月17日、新型コロナウイルス対応の改正特別措置法に基づき、緊急事態宣言の対象地域に指定され、9月12日まで適用される。さらにこれが9月末までに延期されるような状況にありますが、この本事業の推進に支障を来す状況があると考えておりますが、現時点において、全体スケジュールをお聞かせいただきたいと思っております。

また、大事なことは、本議会において位置条例の改正が承認されたときは、本年度は基本計画の策定に向けての予算化を図っていくべきであると、少なくとも私個人としては位置条例の提案と同時に、基本計画の作成のための予算措置をすべきであったと思っておりますが、遅くとも12月議会までには予算化をしていくべきであると考えておりますが、市長の見解をお伺いします。

3つ目には、新庁舎建設関連の令和3年度の当初予算及び6月補正の執行状況と今後の取組についてお尋ねいたします。まず令和3年度の当初予算関係であります。この当初予算には、いわゆる防災や建築、都市計画、あるいは財政、それぞれの専門の方に意見を聞くために講師謝礼を88万5,000円上げてます。あるいはこの専門家の指導の下に、大学生に調査を依頼するというので、新庁舎機能再検討調査業務110万円上げております。これは私は夏休みまでに講師のこの見解や大学生の調査が実行できれば有効であると思っておりますが、今こういうコロナの状況では、この予算については場所が決まれば、いわゆるこれを見合わせてもいいんじゃないかという気持ちでありますが、当局の考え方をお尋ねします。

さらに、この本年6月の補正で、稲生沢中学校の耐力度調査業務委託500万円を上げておりますが、これの委託契約、契約日、委託業者、委託金額と、併せて耐力度の調査結果をお知らせいただきたいと思っております。そして、それに伴う今後の取組についてお尋ねいたします。

4点目には、令和3年度の当初予算における現庁舎の安全調査業務の執行状況と今後の取組についてお尋ねします。この予算の目的は、新庁舎開庁が令和7年以降に延期されることから、約5年程度、職員や、あるいは来庁者の安全確保対策を講ずるため、その前段として調査業務を実施することと私自身は理解しております。そういう意味で、この当初予算に庁舎安全性調査業務委託450万円が上がってます。これについても契約日、委託業者、あるいは委託金額、そしてこの現庁舎の本館や、あるいは西館、別館、安全性の調査結果もいわゆる市民の前に御披瀝をいただき、それに基づいての今後の取組についてお尋ねをし、趣旨質問を終わります。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは、新庁舎について、特に議員が私の考えをというふうなお話でしたので、そこについて答弁申し上げます。

まず、議員の御指摘にあった市民感覚、市民の皆さんの感覚についてです。今、私たち市役所が行政としての課題であるこの新庁舎について先送り、なかなか進んでいなかった、この理由、それは言うまでもなくコロナ対策が最優先であったからでございます。コロナ対策は、大きく分けると2つ。1つが感染防止という命を守る政策、もう一つが、コロナによって大きく疲弊しているこの地域の経済をどうするかという経済対策、この2つの側面でございます。コロナ禍という言葉のとおり、今般のこのウイルスによる社会的なダメージは、言ってみれば災害ということだと思えます。したがって、今、目の前にある大きな危機、これを最優先にするべく、今般、時間的な猶予をいただこうということが施行期間の延長という議案となったものでございます。

今、市内の小規模事業者のみならず、比較的大きなホテルも含め、全ての方々、市民が苦しんでいます。こうした人々に寄り添い、その苦しみを共有し、有効な施策を可能な限り早期に進める、これが現在、私たちが取り組んでいる実態でございます。これは大川議員がさきに言った、市政の最も重要なことは市民の命を守ることということにつながるかと思えます。ほかの多くの自治体でも、大規模プロジェクトについて凍結している、そういった事例が多く見られますが、これもコロナ対策を優先しようという社会的通念の現れであろうというふうに考えます。

とはいいいましても、庁舎問題をただ先送りするだけにしてはならない。それは私も共有している考えでございます。もともと変わりはありません。議員御指摘のとおり、これをい

つまでに、どうやってやるのかといったことについて、東京の学識者との会合、いわゆる有識者会議はまだ開催できておりませんが、実は庁内では相当詰めております。庁舎単体が移動する、その単体の問題としてのコストだとか安全性とかという話はこれまでも繰り返し申し上げておりましたが、実は庁舎は存在するだけで周辺に波及効果が極めて多くございます。つまり、庁舎単体として捉えるのではなく、多種多様な関連する課題と併せて、総合的に私たちは政策を形づくらなければならないというふうに考えます。令和8年という緊防債の期限までの建設完了を目指しまして、その中で様々な課題をしっかりと関係する方々と十分な協議をした上で、この検討を進めてまいります。

具体的なスケジュール等は担当課長から申し上げます。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から、熱海市伊豆山大規模土石流による甚大な被害を教訓とした当市の防災対策について、1点目、大沢桧沢地域内の大伴産業が設置した産業廃棄物処理施設に過剰搬入されている産業廃棄物及び土砂を県の行政代執行による撤去について、今後の取組についての具体的方針はという御質問にお答え申し上げます。

大伴産業の最終処分場へ過剰搬入された産業廃棄物につきましては、これまで県に対して行政代執行による撤去を働きかけてまいりました。そうした中で、この大伴産業の産業廃棄物最終処分場の隣接地で太陽光発電施設の建設計画というものが持ち上がり、地元3区の住民から大変不安の声が寄せられたことから、令和3年5月17日に再度、県に要望書を提出し、行政代執行による撤去を要望したところでございます。

また、本年7月、熱海市伊豆山で多くの人命が失われる土砂災害が発生したことを受けまして、8月4日に3区の役員等、代表者の方と県の賀茂農林事務所、賀茂健康福祉センター及び下田市長、副市長、関係課長が参加し、意見交換会を実施し、課題を洗い出し、今後の対応等について検討を行いました。さらにこの意見交換会を受けまして、県の土木事務所におきましても、現地の調査を行っております。今後につきましては、それぞれの所管のところで何か対応できることがあるのではないかとということをお県及び市の関係機関により意見交換会を行いまして、必要な対策について今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、土地利用事業に関する指導要綱における埋立て

に関する規制をさらに強化するための当市の対応についてということで、独自の条例制定、指導要綱の見直し等、規制強化を図っていくべきと考え、市の今後の取組についてということでございますが、現在、静岡県において、議員御指摘のとおり、規制強化に向けて条例等の改正を検討しているところでございます。今後の改正内容を注視しながら、要綱の見直し、条例制定等、適切に判断してまいりたいと思っております。

続きまして、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について、条例9条の抑制区域の指定の細分化の適用について、条例、規則を改正することができないのか。条例第12条の同意しないモジュール面積を1万2,000平米から6,000平米とする縮小についてという質問でございますが、下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条及び同施行規則第4条で定める抑制区域につきましては、既に市街地が形成されている一部の地域を除き、市内ほぼ全域が指定されておりますが、具体的な災害発生箇所の特定が困難であることから、抑制区域内の一律の取扱いとしておるところでございます。

また、条例第12条は、事業区域が抑制区域に含まれる場合、市長は原則同意しませんが、例外として太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下のものについて同意の対象となり得ることを定めたものでございます。この面積の根拠につきましては、電気設備に関する技術基準を定める省令により、2,000キロワット、2メガワット以上相当の太陽光発電は特別高圧に区分され、大規模開発となることが想定されることから、この2,000キロワット、2メガワットの発電量を太陽電池モジュール1万2,000平方メートル相当と換算して設定したものであり、合理的理由に基づいているものでございます。

以上のことから、抑制区域や太陽モジュール総面積の変更を含む本条例の改正は現在検討しておりませんが、先ほどの規制強化に関する御質問に対する答弁同様、今後の県の条例改正等の内容により、適切に判断してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、私のほうから庁舎の関係の答弁をさせていただきます。

本議会におきまして、条例案の改正の議案のほうもお願いをしております。今回行います答弁につきましては、条例案で想定をしております内容に沿っての説明となることを御容赦いただきたいと思います。

まず、事業のスケジュールにつきましては、本市の財政状況等を勘案した場合、事業実施

を緊急防災・減災事業債の適用期間内に収めるということが前提と考えております。そういう前提におきまして、現時点におきましては、令和3年度末から基本計画策定に着手し、令和4年度、基本設計、令和5年度、実施設計、令和6年度、令和7年度に建設工事、令和8年度の早い時期に移転、開庁というスケジュールを想定しております。

また、これらに関係します必要な予算につきましては、それぞれ適切な時期に対応していきたいと考えております。

次に、令和3年度当初予算にあります講師謝礼、新庁舎機能再検討調査業務委託につきましては、当初の計画では有識者会議と連携して、大学に依頼することを想定しておりましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等により有識者会議の開催が困難な状況が続いております。加えて、大学側の研究活動等にも一部制限があることから、新庁舎機能再検討調査業務委託につきましては、現時点で発注ができておりません。しかしながら、今後も新庁舎機能の検討におきまして、有識者の皆さんの専門的な知見が必要となることから、発注の時期、発注方法につきましては、状況に応じて検討していくこととしております。

次に、令和3年6月補正にて計上いたしました稲生沢中学校の耐力度調査業務でございますが、こちらにつきましては、7月に入札を実施しまして、池田建築設計事務所・三島事務所と契約を締結し、現在、調査業務を進めております。現地調査につきましては、8月の学校夏休み期間中に実施をし、現在、現地調査等の内容を踏まえて、解析作業を実施してる最中でございます。このため、今後の基本計画の策定等におきましては、現況の課題解決に向けた手法として、既存学校施設の活用も視野に入れながら、様々な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、お尋ねの現庁舎の安全性調査についてお答えいたします。

現庁舎の安全性調査につきましては、令和3年5月31日に株式会社池田建築設計事務所・三島事務所と418万円で契約をしてございます。工期につきましては9月30日までといたしまして、新庁舎完成までの間、最低限の安全確保を目標とし、現庁舎の耐震指標の調査、調査結果に基づく補強案及びその概算予算の算出を業務内容として実施しているところでございます。その結果につきましては、まだ作業の途中でございますので、明確なお答えをすることは現時点でできません。

今後の対応につきましては、調査結果を受けまして、庁内で検討した後、報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩してよろしいでしょうか。

それでは、11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

12番 大川敏雄君

12番（大川敏雄君） それでは再質問させていただきます。

まず桜沢の行政代執行による撤去についてですが、先ほども冒頭触れましたけれども、要は平成25年に楠山元市長のときにやってから、もう既に8年たってるんですよ。市長もこれについて十分関心を持って対応していただけてますけれども、しからばどういう形で打開をしていくかと、当面、何をやりたい、県と協議をしてやっていくかと。過日の会合では、現場もお互いに見ようじゃないかというような提案も市長からしていただきました。したがって、このテーマについては市長自ら、やはりどういう解決策を持っていくかという点の取組のはっきりした姿勢を示していただきたい。これ、ぜひお願いします。

それから、指導要綱の見直しでございますが、ともかく県は、県条例の今回の伊豆山のあの事件で、大いに反省してるのは反省して、条例を見直すと、こういうことではありますが、ぜひこれ、要望しときます。いわゆる県の動きと並行的に、下田市も積極的に対応していくと。ただ、現段階で県のほうでやっぱり各自治体に対していろんな調査なり、条例をつくることを想定して、見直すことを想定していろんな動きがあると思うので、これについてはひとつ触れていただきたいと思います。

それから、モジュールの件ですが、これは静岡県の場合はモジュール面積で決めているようです。それで、その根拠を説明いただきましたけれども、全国で約149か所の自治体があるいろいろな規制なり、あるいは対応してるんですが、考え方としては、いわゆる資源エネルギー庁はメガソーラーの定義を発電出力が1,000キロワット以上、設備面積を1万5,000平米から2万平米以上と、こういうのをメガソーラーと定義しておりますけれども、要は自治体に

よっては、設備面積をもう1ヘクタール以上は認めないというのが遠野市だとか、いろいろやってるわけです。したがって、この辺、全国的に少し調べて、この問題については、この地域はもう本当に急峻な山が多くて、大きなメガソーラーみたいなもの、合わないわけですよ。しかし一方は、国がどんどんと進めようとしていると。したがって、早いうちにこういう条例の見直しはしていくべきだと思います。そういうようなことで、ぜひこの各自治体の、自治体によっては発電出力で規制してるものもあるし、設備面積で規制してるところがあると、様々だと思います。そういうようなことで、この点についてはひとつ、ぜひ前向きに調査をして対応していただきたいと思います。

それから庁舎の関係ですが、市長の答弁は全く、よく気持ちは分かるけれども、具体的な内容が分からないと。そこで、まずスケジュールから質問いたします。課長は、いわゆる緊急防災の事業債が適用されるのが、今回のこれが令和7年度までだと。そういう中であって、それに緊急防災が適用できる範囲で、いわゆる工事をやる、庁舎の建設をやっていきたいと。これはまともないわゆる答弁だと思います。だとすると、この時期ですが、基本計画はこの今回の議会で、条例でいわゆる延期が認められれば、やはり基本計画は12月の議会だとか、あるいは私としては、それまでに、その前に臨時議会等開いて、いわゆる基本計画の策定のための必要な予算を上げるべきだと思いますよ。この辺について、まず市長なり、担当課長から答弁をいただきたいと思います。

市長のこの答弁を聞くと、いわゆる建設位置についても、少なくとも私の理解としては、いわゆる今度買った1,500坪、稲生沢中学の4,000坪の5,500坪のあの敷地内で、いわゆる対応、建設をすると、こういう理解をしていいのかという質問をしたんですが、どうもはっきりしないと、建設位置について。市長、我々に分かるように、市長の今の思いを、建設位置、後で聞きますけれども、稲生沢中学校のこの校舎だって、もう夏休みに調査してもらったと思いますよ。ですから調査にしても、この庁舎にしても、現在の庁舎にしても、本当に細かい結果は別にして、じゃあ稲生沢中学校は庁舎に改修するにしても何にしても、使えるような建物であったかどうかという判断ぐらいはもうつかんできると思いますよ。じゃなきゃ進まないよ。当然、現庁舎も、この3つの建物が、この安全性の調査の結果、おおむねでこうだったというのは業者から来てるはずですよ、5月にもう委託したんだから。そんなまごまごしてちゃいかんと思うの。これについて、まず答弁いただきたいと同時に、建設位置についても、私の私案を言えば、新規の土地のこの1,500坪と稲生沢中学校、これが使えると言ったら、稲生沢中学校、極力活用したらいいと思うんです、改修して。そして、なるべくいわ

ゆる身の丈に合った、安価で安全なものの建物を早期に造ると、こういう姿勢が大事だと思います。

そこで、もう少し建設位置についてもっと市民に分かりやすく、今、もう1年猶予、あるいは当局では2人の担当者もやって、真剣勝負でいるんなことを検討して、想定してると思うんで、この議会でおおむねこういう方向でいきたいという具体的ないわゆる内容を示さないといかんと思うの。そうでないと、先ほど言ったスケジュール的にも合わないし、この点についてもう一度、回答いただきたいと。

それから、じゃあしからは、皆さん、検討してると思うけども、予算、どのぐらい予算を充当するんだと。この福井前市長の場合は、基本計画はつくったときに、約、総事業費30億円。

議長（滝内久生君） 残り10分です。

12番（大川敏雄君） そして、建物は22億円というような、いわゆる基本計画をつくりましたよ。少なくとも、もう1年猶予、たってるんだから、大体この調査が終わって、そして建物にはどの程度、ひとつ今のこの下田市の状況では予算を投入していきたいと、こういう1つの回答がなきゃおかしいと思う、そうじゃなきゃ進まないですよ。この点について。

そして先ほどいわゆる稲生沢中学校と現庁舎の安全調査だとか、耐力度は、何かまだ返事がねえようなことを言ってるけれども、安全かどうかということ、これだけははっきりつかんでおかなきゃ進めないですよ、全然。その辺をひとつ回答いただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 1点目の廃棄物の盛土の問題です。皆さんも報道で御承知のとおり、熱海のある盛土とこれまで言われたのが、実は盛土ではなくて残土捨て場だった、こういうような話があります。盛土と残土捨て場の決定的な違いは、盛土はしっかりとブルドーザーが整理して、その上をローラーが点圧をして、しかもその下には排水をする地下排水があったり、表面排水の施設があったり、そういうふうに安全管理がしっかりしてるものです。こうしたことも全て熱海の場合、被害が起きてから調査して分かったものなんですね。災害が起きますと、必ず土木のプロがそこに行って、いろいろ調査して、二度とこのようなことがないようにということで、様々な検討をします。私たちのこの下田では、今まだ災害が起きてませんが、これをどういうふうに分析するのかといったことについて、大川議員も御出席だったあの例の会議において、私は発言をいたしました。つまりこれまでの県の対応は、

県庁の廃棄物の担当課、そしてこちら出先では農林事務所、この2つによって一定の安全性が確保されてるので、ですからあとは経過観察、しっかりと私たちがチェックしてますから大丈夫ですと、こういうふうなことだったわけですね。それに対して、その場で私が申し上げたのが、実際、災害が起きて、じゃあ調べるのは誰が調べるのか、土木でしょうと。だからそういう専門的なスタディーがうちでもやれないでしょうかと、こういうふうな話をしました。その場には土木事務所がいなかったものですから、その後、土木のほうに話をしましたら、土木が自主的な調査を始めたということです。今後もこうした形で様々な知見を投入して、あそこの安全性について、例えば何をしなきゃいけないのか、あるいはもう既に大丈夫なのか、そういったことを分析していく必要があると思っています。まず大沢の盛土についてはそういうことです。

次に、メガソーラーへの対応ですが、議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーへの転換というのは国家プロジェクトとして行われています。放置されてるような森林が大変増えてきている、この私たちの国で、その森林部がメガソーラーの対象地として、市場マーケットの中で、ここがいいねとかというふうなことになれば、売り買いがされて、設置がされると。この再生可能エネルギーに転換した、この再生エネルギーから得られる電力がそれではどこに行くか、これ、今、調べてるところなんですけど、どうも一旦、中央に持って行って、そこからまた配分されている。つまり、エネルギーの地産地消ということになってないわけです。こうしたことについて、やっぱり災害時に孤立化するような私たちのこのまちは、もう少しエネルギーの地産地消のような考え方を持つべきじゃないだろうかというふうに私個人は考えています。

じゃあ地産地消するためには何ができるのかと言ったときに、現段階で最も社会的に広く承認されているのがメガソーラーです。もちろんそれに伴う環境への影響、景観への影響、安全性による、安全が阻害されることによる一般の住宅地へのリスク、そういった様々な懸念があります。ですから、こういったことは私はしっかりシステムとして、そこに向かってセーフティーチェックが行われるようにといった方向で、条例改正等について今後も検討してまいります。

3点目の庁舎問題です。言うまでもなく、位置は条例で決定されています。私は市長に就任前から、あそこに対しては様々な問題があるというふうに言ってまいりました。その問題意識は、実は市長になってからさらに拡大しています。それは何か。多くの自治体がそうなんですけど、1個決めて、あとそれによって生じた問題を後でまた考える。つまり、1個だけ

決めちゃ、次の問題を先送りにして、後でまた考える。こういった全体論のない計画ではいけないというふうに思っています。先ほど存在が効果としてどうなってるのかとか言いました。多分、蓮台寺のあの辺は、庁舎が行くことによって、いろいろと土地利用の変化が起きるはずですよ。これを適正な形にしなければならない。一方で、ここがいなくなった場合、ここはどうするのかといった問題もあります。駅に降りたら、下田は人っ子一人歩いていないというふうなまちにはしてはならない。つまり一定レベルのにぎわいの拠点が求められるということで、有識者からなる検討会がこれまで行われております。こうした個別論でなく、複数の社会問題を総合的に考えて、庁舎というのは設計しなければならない。

さらに言えば、現在、リモートワーク等が進む中、さらには自治体DX、デジタル化です、デジタル化によって庁舎の機能というのは随分とスリムになることができる。そういうふうなことも様々に考えて、庁舎というものの設計をしなければならないというふうに考えています。

個別論だけで決めてしまった単体としての設計ではなく、しっかりと全体論に基づくものに修正する、その中では、このもともとあったこの土地でさえも、どのように活用するのかといったのは重要な問題だろうと思っています。

また、先ほども申しましたけど、今のコロナに苦しむ市民にとって、この庁舎を、例えば従来もう計画があるからといって、そのまま突き進むというのは、やはり市民の御理解が得られないというふうに私は思っています。ですから、どのようにコンパクトにして、そして周辺とも調和して安全なものにするといったことについて検討し、このもともとあったところについてもどうするのかというセットで考えながら計画を進めてまいります。もちろんその計画のスピードは、議員が御指摘のとおり、緊防債の期限までということになりますので、そこからさかのぼって、いつまでにはこれをしなければいけないというふうなことをスケジューリングして、現在検討してるところでございます。

細かい話については担当課長から申し上げます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、土地利用の指導要綱の改正に伴って、県の条例改正につきましては、今、県内全ての市町において県のほうが意見聴取をさせていただいて、本当の規制強化を図っていくということで、近隣県、厳しいのは今、神奈川県とか三重県と言われてますが、市町の要望としては、それより厳しい、全国的に一番厳しいところを適用してはどうかという意見も出ております。それが県の条例改正ができれば、うちのほうの土

土地利用の指導要綱につきましては、間違いなく100%改正しなければならないと思っております。独自の条例改正については、それは見てからの判断になろうかと思えます。

太陽光モジュールにつきましては、議員御指摘のとおり、1ヘクタール以下のところもあれば、出力規制のところもあります。静岡県内につきましては、議員が言ったとおり1万2,000平米で全て統一されてるところでございますが、太陽モジュール電池の性能向上もこれから見られるということで、面積が少なくてもワット数が得られる可能性もこれから出てくるかと思えますので、ここ数年先の間には、改正の必要性が出てくるのかなと思ってるところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、庁舎の関係でございます。ちょっと答弁の順番が入れ違いになるところもありますが御容赦ください。

まず、今回、昨年11月に延期をさせていただいた大きな理由としましては、事業費の抑制と、洪水浸水への対応ということでお示しをしていたかと思えます。この中で、特に事業費の関係の抑制につきましては、1つ先ほど市長からありましたけれども、コロナ等の状況も踏まえて、できる限り抑制をしていくという、それは1つ大前提としてあろうかというふうに思います。

そういう中で、先ほどお話をさせていただきました稲生沢中学校の耐力度調査について、ちょっとまだ現在、解析と調査をしておりますので、数字的なものはちょっとまだ確定をしておらないんですけども、中間の報告としましては、中学校の文部科学省で言う補助金等の安全の指標からしますと、まだ十分使用できる状態という中間報告は受けております。そうしたことも踏まえて、事業費の抑制と重ね合わせる中で、従来の1棟集約という従来計画はもちろん1つは置きつつも、当然、新庁舎をコンパクトにして、中学校と分担をしていくと。そういうことも当然、敷地内の活用としましては想定をしていくということを考えております。

そうした中で、現条例であります河内を中心として新しい庁舎、既存の中学校施設、こうしたものを併せた中で、事業費も抑え、安全性も確保してということの設計ということで進めたいなと思っております。当然ながら前提としましては緊防債の適用期限が今のところは7年度末完成が求められていますので、それに間に合わせるスケジュールとしましては、冒頭お話しをさせていただいたように、3年度中の基本計画着手が1つ必要になるかなというふうに考えておりますので、この後の議案の審議も当然でございますので、今の予定としまし

ては、3年度中に基本計画に着手できるように準備のほうは進めていきたいなというふうに思います。

ただ、中学校を使うことによって組合せのパターンが非常に多くといたしますが、複雑になりますので、そちらの検討も十分にした中で、そうしたスケジュールに移っていききたいというのが今の時点の想定でございます。

事業費の関係でございますが、そういったことで前提条件が非常に動いておりまして、数字的なものはちょっとまだ確定をできておりません。ただ、この前回、2年度の予算等でお示した額がある意味、1つ基準と考えておりまして、その範囲内に収まる、なるべく収めていく。さらにはコロナ禍も踏まえた中で、できる限り抑制をしていくと、そういう方向で今後の計画等に移っていききたいなというように考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、現庁舎の安全性の問題ですけれども、議員御存じだと思うんですけども、本館につきましては、昭和32年の3月に竣工しておりまして、築64年、60年以上たってるということで。西館につきましては築43年。別館については一部改修がありましたけど、元の部分については築54年ということで、建築されてから随分時がたっております。

それと同時に、併せて本館については、60年前ということで竣工図面が現在ありませんで、その部分について、壁とかの強度について、コンクリートの抜き取りとかをして強度とかの試験をしているところでございます。それでやって、耐震補強の概算工事費を積算することなんですけれども、ちょっとその部分でもう少し追加の調査が必要だということも出てきたものですから、それも含めて検査の本数を増やしたりとかということで、現在調査をしております。ですので、まだ細かい数値出てないんですけども、それを基に耐震補強の概算費用、それから、補強するにはどのぐらいの時間がかかるのかということも含めまして、今、業者と詰めているところでございますので、すみません、今の時点で数字等をお示しすることができないという状態でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） 市長、今、企画課長が再度答弁した中で明らかなのは、市長も答弁しました。緊急防災が適用される、令和7年度中には完成したいと、この決意は一緒なんで

す。そのために、基本計画は企画課長はいわゆる今年中に予算化したいと、こういうことを言ってるわけ。市長は、いわゆる理論だとか気持ちは分かるけれども、もうはっきりとある程度、腹を決める時期なんですよ。例えば今、中学校の校舎がもう使えるといたら、大いに使って、なるべく安い、身の丈に合う改修をして、そして1,500坪のほうは縮小していくと。それでこの現庁舎も調査して、市長が思う1つの具体案を、具体案とか、あんた自身の考え方も示してもらえばいいじゃない。もう7月に就任して、1年もたってるから、今の話では、もう今までそういうもの、煮詰めてこなきゃおかしいんだよ。そのコロナの問題とかいろいろあるよ。あるけれども、それはいつの時代でもいろんな課題が出るというのは、これは当然なんだよ。したがって、市長、もう一度聞きます。今明らかになったのは、ともかく緊急防災が適用する範囲でやると。基本計画も本年度中に予算化すると、必要な予算は。そういうことであれば、市長の考え方をきちっとやっぱりもう示す時期ですよ。いかがですか。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 先ほど来、申し上げておりますとおり、今、条例で決定されてるその場所に緊防債を活用してやる。それはもうずっと変わらないスタンスですね。ただ、様々な課題がある。この課題は解かなきゃいけないと思ってるわけです。課題が解けてないのに絶対やるというのは、議論としておかしくなってしまうので、そこのところはしっかりとこれから詰めてまいります。

以上です。

議長（滝内久生君） 12番 大川敏雄君。

12番（大川敏雄君） それ、いつまでも決めない、決められないじゃ困るわけだ。そうすると、少なくとも今までの流れからすると、この議会が終わって、条例はこの引き続いて現位置だと。少なくとも基本計画の予算を上げる、その段階ぐらいまでに、市長、やっぱりあんた自身の具体的な1つの方向性というのを打ち出す必要があるんじゃない、そのぐらいは。いろんな課題があることは分かるよ。だけど、すぐ全体を、全て全体を同時にというのはなかなかできないわけ。庁舎の問題は、いわゆる1つ、お尻の期限というのものもあるわけ。だからぜひ、僕としては少なくとも今年中辺りに、きちっと市長の具体的な対応を、この議会が終わって、12月頃までにははっきりさせますよと、こういう答弁がやっぱり必要だと思いますよ、いかがですか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大川議員の貴重な御意見として承ります。様々な議員が様々なお考えあるんじゃないかと思います。そして私は、ここの責任者として、諸問題を全て総合的に見た上で判断すると。ただし、一方で、条例は条例でありますので、それに沿った形で現在検討しているということです。

以上でございます。

12番（大川敏雄君） 終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、12番 大川敏雄君の一般質問を終わります。